平成２２年（フ）第３８９号
福岡市博多区奈良屋町14番３―202号
破産者　加峯　　愼
1　破産債権の届出期間　平成22年７月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月２日午後４時
平成22年６月17日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第２１６１号
福岡市中央区大名１丁目３番42号ローズマンション大名６階
破産者　Ｔｒａｄｉｔｉｏｎａｌ　Ｓｙｓｔｅｍｓ株式会社
特別調査期日　平成22年７月15日午前10時30分
平成22年６月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第７２３５号
大阪市福島区玉川４丁目９番18号
破産者　株式会社丸共
特別調査期日　平成22年８月30日午後４時
平成22年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第９号
石川県小松市問屋町17番地
破産者　北陸建窓株式会社
1　期日　平成22年９月２日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月18日　金沢地方裁判所小松支部

平成１９年（フ）第１１６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡12220番地
破産者　株式会社アーチス
1　期日　平成22年８月４日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月11日　佐賀地方裁判所武雄支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第８７８号
熊本県菊池市泗水町吉富325―２　レジール吉富107号室
破産者　小嶋　洋子
異議申述期間　平成22年８月12日まで
平成22年６月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５８９号
大阪市城東区諏訪３丁目10番12号　拡輝荘マンション205
破産者　笠原　鈴子
異議申述期間　平成22年８月13日まで
平成22年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９１号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目32番４号
破産者　中央引越サービス株式会社
異議申述期間　平成22年８月13日まで
平成22年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９２号
神戸市中央区中山手通４丁目17番６―413号
破産者　原田　　肇
異議申述期間　平成22年８月13日まで
平成22年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４０９号
福岡市東区三苫１丁目12番39号105、商業登記簿上の本店所在地福岡市東区三苫２丁目４番35号
破産者　有限会社仲田建設
異議申述期間　平成22年８月16日まで
平成22年６月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７６２号
神奈川県相模原市横山台１丁目42番１号
破産者　株式会社パンロード
異議申述期間　平成22年８月19日まで
平成22年６月17日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市藤戸町天城1955番地
破産者　高岩　延年
免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
平成22年６月21日
岡山地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１２３号
愛知県稲沢市国府宮１丁目10番２号　レオパレスＳ＆Ｔ108
破産者　平瀬　弘之
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０４２号
東京都品川区東品川２丁目２番４号天王洲ファーストタワー24階
清算株式会社　株式会社Ｗｅｓｔ　Ｔｒａｄｉｎｇ
代表清算人　大門　康彦
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０４６号
東京都江東区豊洲３丁目１番１号
清算株式会社　株式会社ギャラクシーエクスプレス
代表清算人　近田　哲夫
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０５０号
東京都千代田区紀尾井町４番１号
清算株式会社　株式会社アール
代表清算人　大石　智一
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２５号
横浜市鶴見区大黒ふ頭８番地
清算株式会社　東横荷造工業株式会社
代表清算人　長本　昌樹
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３０３６号
大阪府茨木市東安威２丁目５番22号
清算株式会社　株式会社フロンティア
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０２３号
東京都小金井市中町２丁目９番３号
清算株式会社　丸増住宅資材株式会社
代表清算人　西村　國彦
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権
1　定義
協定債権のうち特別清算開始決定日における元本額のみをもって債権額及び議決権額とする。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済
本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、債権元本額の2.2％に当たる額の金員を弁済する。
⑵　免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは､清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。